



郡山市総合交通計画マスタープラン

【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通計画）】

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2（移動等円滑化促進方針）及び第25条（移動等円滑化基本構想）】



郡山市

◀ 目 次 ▶

序 章 郡山市総合交通計画マスタープランの作成に当たって	1
序-1 計画作成の背景と目的	2
序-2 計画の構成	3
(1) 計画に記載する事項 (2) SDGs との関連性	
序-3 計画の位置付け	6
序-4 対象区域及び計画期間	7
第1章 現状と課題	9
1-1 都市の特性と概況	10
(1) 歴史 (2) 市域の変遷・地勢 (3) 土地利用	
(4) 産業活動 (5) 周辺市町村との連携	
1-2 現状と課題	20
(1) 人口の動向等 (2) 都市機能の配置 (3) 移動特性	
(4) 道路・自転車・歩行者 (5) 公共交通	
(6) バリアフリー・ユニバーサルデザイン (7) 多様な輸送資源	
1-3 公共交通に対する意識調査等	69
1-4 課題の整理	71
第2章 本市の都市づくりの方向性	73
2-1 本市の特長	74
2-2 今後の都市づくりの考え方	76
2-3 本市の将来都市構造	76
2-4 立地適正化計画に関して	78
(1) 立地適正化計画の概要 (2) 郡山市立地適正化計画	
第3章 総合交通計画マスタープランの基本的な方針及び目標等	81
3-1 総合交通計画マスタープランの概要	82
3-2 交通に関する取組の推進に当たって	84
3-3 基本的な方針	84
3-4 計画の目標	85
3-5 将来の交通ネットワークの体系	86
(1) 道路ネットワーク (2) 公共交通ネットワーク	
(3) 自転車・歩行者ネットワーク	
(4) 新たなモビリティサービス	

第4章	目標実現に向けた交通施策及び施策別のプロジェクト	96
4-1	交通施策	97
4-2	個別プロジェクト一覧	98
4-3	個別プロジェクト	99
4-4	事業計画の作成に関して	141
4-5	個別プロジェクトの実施プログラム	143
第5章	バリアフリー化の推進に関して	145
5-1	バリアフリー化の推進に当たって	146
	(1)背景と目的 (2)制度の概要	
	(3)バリアフリー法における市町村計画のイメージ	
	(4)計画に記載する事項 (5)計画期間	
5-2	移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)	153
	(1)バリアフリーマスタープランについて	
	(2)これまでの取組 (3)本市のバリアフリーに関する課題	
	(4)バリアフリー化の推進に関する基本的な方針及び目標	
	(5)移動等円滑化促進地区の考え方 (6)促進地区の設定	
	(7)生活関連施設及び生活関連経路の設定	
	(8)各移動等円滑化促進地区 (9)移動等円滑化の促進に関して	
	(10)移動等円滑化の促進に向けた役割分担等	
	(11)ソフト施策の取組 (12)届出制度	
5-3	移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)	178
	(1)バリアフリー基本構想について	
	(2)重点整備地区の考え方 (3)重点整備地区の設定	
	(4)生活関連施設及び生活関連経路の設定 (5)各重点整備地区	
	(6)実施すべき特定事業 (7)バリアフリー化促進に関する支援	
第6章	計画の評価方法と進行管理	195
6-1	評価指標に係る目標値の設定	196
6-2	進行管理	198
資料編		199
資料-1	関連計画	200
資料-2	こおりやまユニバーサルデザイン推進協議会の提言	216